現 行			
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、			
市役所の掲示場に <u>掲示</u>			
して行う			
(納税証明事項)			
第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除)			
第32条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額 を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれ、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。(市民税の申告)			
第35条の3 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号			

改 正 後(案)

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

(納稅証明事項)

第18条の3 施行規則

(所得控除)

第32条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれ、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の3 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号

の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

2~8 (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317 条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報 告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等 の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以 外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定す るものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地 震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務 者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条 の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計 所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しな いものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項 に規定する扶養 控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定 する特定親族をいう。第35条の4の2第1項第3号及び第35条の4の3第1項に おいて同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療 費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の規定 により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」とい う。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得 等以外の所得を有しなかった者」という。) については、この限りでな \ \

2~8 (略)

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」とい う。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき 同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」とい う。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者 を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) · (2) (略)

- (3) 扶養親族 の氏名
- (4) (略)

2~6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を 提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」とい う。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき 同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」とい う。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者 を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) · (2) (略)

- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) (略)

2~6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告 書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公 的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ の項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定 配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに 限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定 する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する 者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第 2号において同じ。) 又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養 親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親 族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以 下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受 給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に 経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以 下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年 金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次 に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市 長に提出しなければならない。

- (1) · (2) (略)
- (3) 扶養親族 の氏名
- (4) (略)

2~5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2 項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び 第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項 及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限まで に、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申 告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があった ものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号 の4の2様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下 この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法

第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法 第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除す べき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~16 (略)

(軽自動車税のみなす課税)

第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留 保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1 項 に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪 以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなし て、軽自動車税を課する。

2~4 (略)

(種別割の税率)

- 第77条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台 | 第77条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台 についてそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

- (1) · (2) (略)
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) (略)

2~5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2 項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び 第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項 及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限まで に、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申 告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があった ものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号 の4の2様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下 この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法 律第26号)第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法 第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除す べき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~16 (略)

(軽自動車税のみなす課税)

第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留 保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第75条第 1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪 以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなし て、軽自動車税を課する。

2~4 (略)

(種別割の税率)

- についてそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 原動機付自転車

- ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット 以下のもの(エ に掲げるものを除く。) 年額 2,000円
- イ 二輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下の もの<u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超 え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
- <u>ウ</u> 二輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u>

_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額

2,400円

- 工 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円
- (2) (3) (略)

(種別割の減免)

第84条 (略)

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、 当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる 事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して これを市長に提出しなければならない。
 - (1)~(4) (略)
 - (5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)~(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

- ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット 以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円
- イ 二輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下の もの<u>(ウに掲げるものを除く。)又は</u>定格出力が0.6キロワットを超 え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
- <u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円
- <u>工</u> 二輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>(ウに掲げるものを除く。)又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円
- 才 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) (3) (略)

(種別割の減免)

第84条 (略)

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、 当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる 事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して これを市長に提出しなければならない。
 - (1)~(4) (略)
 - (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第77条第1号ウに掲げる原動機付自</u> 転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)
 - (6)~(8) (略)
- 3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第84条の2 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示

_____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

有効期限並びに運転免許の

種類及び条件が附されている場合には、その条件

(6) (略)

第84条の2 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限ま でに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条 の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年 法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身 体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とす る。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が 定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手 帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以 下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第92条の規定により交付された身体障害者若し くは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者 等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証 (以下この項において「運転免許証」という。) 又はこれらの者の特定免 許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項におい て同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。) を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必 要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

- (5) 運転免許証<u>又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報</u> 記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免 許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の 種類及び条件が附されている場合には、その条件
- (6) (略)
- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、 当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
- <u>4</u> (略)

<u>3</u> (略)

(略)

(特別土地保有税の免税点)

第112条 同一のものについて、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に あってはその者が1月1日に所有する土地(法第586条第1項若しくは第2 項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除 く。)の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあっては その者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について法第 586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除 く。以下本条において同じ。)の合計面積が、法第599条第1項第3号の特 別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計 面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有 税を課さない。

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2~15 (略)

- 16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす る。
- 17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす 17 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 18 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とす る。
- 19 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 20・21 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者 がすべき申告)

第10条の3 (略)

2~13 (略)

(略)

(特別土地保有税の免税点)

第112条 同一のものについて、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に あってはその者が1月1日に所有する土地(法第586条第1項若しくは第2 項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除 く。)の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあっては その者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について法第 586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除 く。以下本条において同じ。)の合計面積が、法第599条第1項第3号の特 別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計 面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有 税を課さない。

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2~15 (略)

- 16 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす る。
- る。
- | 18 || 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とす る。
- 19 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とす る。

20・21 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者 がすべき申告)

第10条の3 (略)

2~13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

<新規>

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

16 (略)

17 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

- 第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第86条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第86条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第87条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第88条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第86条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。
 - (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用 を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のも のの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等 が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たば この品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合 計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うもの とする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量 に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとす る。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第87条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ (第87条の2の規定により製造た ばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式た ばこ (同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であっ て当該加熱式たばこのみの品目のもの

	現 行	改正後(案)
ĺ	附則	附則
	(法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第36項</u> の条例で定める割合)
	3 法 <u>附則第15条第37項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす	3 法 <u>附則第15条第36項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とす
	ప .	る 。
	(法 <u>附則第15条第38項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合)
	4 法 <u>附則第15条第38項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす	4 法 <u>附則第15条第37項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とす
	ప .	ర .
	(法 <u>附則第15条第42項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第15条第41項</u> の条例で定める割合)
	5 法 <u>附則第15条第42項</u> に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	5 法 <u>附則第15条第41項</u> に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
	(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)	(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
	18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、	18 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、
	第24項、第27項、第31項から <u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しく</u>	第24項、第27項、第31項から <u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若し</u> <
	<u>は第45項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年	<u>は第44項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年
	度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若し	度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若し
	くは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	くは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

亀岡市老人医療費支給条例(昭和47年亀岡市条例第38号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
附則	附則
	(施行期日)
_ この条例は、昭和48年1月1日から施行する。ただし、ねたきりの者以外に 係る医療費の支給については、昭和48年2月1日から施行する。	<u>1</u> この条例は、昭和48年1月1日から施行する。ただし、ねたきりの者以外に 係る医療費の支給については、昭和48年2月1日から施行する。
	(令和6年分における所得税額の特別控除の特例)
	2 令和7年8月1日から令和8年7月31日までの間に受給者証の交付申請及び受
	けた医療についての第2条の規定の適用については、同条中「含む」とある
	のは、「含み、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第1項
	の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く」とする。